

建築後使用されたことのある住宅用家屋

(特定の増改築がされた中古住宅)

○必要となる書類

住宅用家屋証明書	必要事項を記入してください。
住宅用家屋証明申請書	同上
登記事項証明書	法務局で取得できます。
売買契約書(売渡証書)(注1)	
増改築等工事証明書	租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に規定された工事費用が50万円を超える場合、対象家屋に対して交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も必要となります。

(注1) 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から対象家屋を取得したことがわかるものである必要があります。また、個人が対象家屋を取得する日の前2年以内に、売主となる宅地建物取引業者が対象家屋を取得する必要があります。

○場合によって必要となる書類

耐震基準適合証明書 (住宅性能評価書の写し、 既存住宅売買瑕疵担保責任 保険契約が締結されている ことを証する書類でも可)	昭和56年以前に建築された家屋の場合必要となります。
申立書	住宅用家屋証明書の取得時、やむを得ない理由により未入居である場合必要となります。
住民票	同上